

別表 3

## 対 象 地 区 及 び 指 定 期 間

(令和5年4月1日現在)

根 拠 法	対 象 地 区	課税免除等の指定期間
新 過 疎 法	<p>【過疎地域】日南市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町            都城市（旧高崎町、旧高城町、<u>旧山之口町</u>、<u>旧山田町</u>の区域に限る）            延岡市（旧北方町、旧北川町、旧北浦町の区域に限る）            小林市（旧須木村、旧野尻町の区域に限る）            日向市（旧東郷町の区域に限る）</p> <p>【特定市町村】            木城町</p>	R3. 4. 1～R6. 3. 31 ※ <u>旧山之口町</u> 、 <u>旧山田町</u> はR4. 4. 1追加
離島振興法	島野浦島（延岡市） ※大島（日南市）、築島（串間市）は指定離島振興地域であるが、過疎法に係る課税免除と適用地域が重複していることから、対象業種が重複している「製造業・旅館業・農林水産物販売業・情報サービス業等・畜産業・水産業」は、令和5年4月1日以降に取得した設備については、過疎法に係る課税免除が適用され、重複していない「薪炭製造業」は、県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として記載されている場合に限り、離島振興法に係る課税免除が適用されるが、現行の離島振興計画には記載されていないため、離島振興法に係る課税免除は適用されない。	公示日～R7. 3. 31
半島振興法	なし ※串間市、日南市（旧南郷町の区域）は半島振興対策実施地域であるが、過疎法に係る課税免除と対象地域及び対象業種が重複していることから、令和5年4月1日以降に取得した設備については、過疎法に係る課税免除が適用されるため、半島振興法に係る課税免除は適用されない。	計画期間の初日 ～R7. 3. 31
地域再生法	諸塚村、椎葉村を除く県内全域 （～R6. 3. 31までに認定獲得必要あり）	認定を受けてから 3年内
地域未来投資促進法	県内全域	基本計画同意日 ～R7. 3. 31